

組合員の皆様

2017年12月28日

米国沿岸警備隊 (USCG) – 船舶油濁事故対応計画書 (VRP) について

ハワイ州 – 2018年1月1日発効の Tier 1 分散剤散布および AMPD (Average Most Probable Discharge) 対応サービスについて

油濁事故対応事業者 (OSRO) – MSRC、NRC、CIC (Clean Islands Council) – 最新情報

ハワイ州

MSRC および NRC が先日発行した Client Advisory Notice に掲載された船主への通知によると、2018年1月1日より、ハワイ州において要求されている油濁事故対応サービスはすべて MSRC または NRC から直接提供されることになりましたので、ご案内いたします。これにはハワイ州バーバースポイント係留所で油移送作業を行うタンカー向け AMPD 対応サービスならびにハワイ州を航行するタンカーおよびタンカー以外の船舶向け Tier 1 分散剤散布をカバーするサービスが含まれます。

これらのサービスは現在、CIC が既存の契約の中で提供しています。CIC は 2017年12月31日をもってサービスの提供を終了します。

MSRC と NRC のいずれも今後、タンカーおよびタンカー以外の船舶の船主に対し、1990年米国油濁法 (OPA90) の基準を満たす現行の油濁事故対応サービス契約によって、ハワイ州におけるサービス拡大を図っていきます。この契約は国際グループの油濁事故対応計画書のガイドラインに準拠しており、フッターには以下の表示があります。

MSRC – 27 September 1996

NRC – 15 September 2004

所有船舶が過去にハワイ州に寄港したことのある組合員は、CIC の従前の契約書文言が国際グループの油濁事故対応計画書のガイドラインに準拠しておらず、追加保険の付保が推奨されていたことをご存知かと思えます。今後は、船舶油濁事故対応計画書に NSRC もしくは NRC を記載している船主の皆様は、CIC と油濁事故対応サービスのための追加契約を締結する必要はなくなります。従って、ハワイ州へ航行する船舶の追加保険は不要となります。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12–13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

.. / ...

MSRC

MSRC は必要なリソースを取得し、本土から資機材を一部ハワイ州に移転して OSRO としてのサービス拡大に備え、MPA 会員企業が対応計画書に MSRC を記載できるようにします。タンカーおよびタンカー以外の船舶の船主がハワイ州で MSRC の Tier 1 分散剤散布サービスおよび AMPD 対応サービスを利用するためには、MPA の全国会員である必要があります。それに基づき MSRC は、ハワイ州を航行するタンカーおよびタンカー以外の船舶の船主に、USCG の規則に基づく船舶油濁事故対応計画書の記載要件をすべて満たしたサービスの提供が可能になります。MSRC は周辺の島々に寄港する船舶に対する対応能力も強化する予定です。

MSRC は、ハワイ州でのサービスに加え、米領ヴァージン諸島セント・クロイ島の船舶輻輳海域 (High Volume Port Area) において計画を期限通りに実現するため、米領カリブ諸島の設備の一部を移転して、必要な OSRO 格付を USCG から取得する予定です。このサービスは、セント・クロイ島の港長管轄水域 (COPZ) を航行する船舶とセント・クロイ島に寄港する船舶が利用できます。また MSRC は、プエルトリコでの人員および資機材の提供も継続します。

さらに MSRC は、五大湖およびミシシッピ水系を運行する船舶に対しても、OSRO サービスを提供します。当該区域の船舶油濁事故対応計画書に MSRC を記載する場合、船主は MSRC から許可書を取得する必要があります。

ワイナメ港およびモントレイに関してカリフォルニア州が求める要件—2018年1月1日施行

MSRC は、カリフォルニア州ワイナメ港に寄港する船舶の船主に対しても、カリフォルニア州の規制要件に適合したサービスを提供できることになりました。このサービスには、カリフォルニア州の規則に基づきタンカーおよびタンカー以外の船舶に求められるスキミングおよび海岸線保護の要件が含まれます。またサンタバーバラ海峡を航行する船舶に対しても、同様のサービスを引き続き提供します。

MSRC はカリフォルニア州から油濁事故対応事業者 (OSRO) として必要な格付を取得しているため、顧客はこのサービスの提供者として MSRC を記載することが可能です。また、カリフォルニア州モントレイ沖でこのサービスが必要な船舶も MSRC の記載が可能です。

NRC

NRC は、現行の OSRO 格付の対象範囲をハワイ州にも拡大し、対応のための設備を追加配置して、ハワイ州の規則に適合できるよう AMPD から Worst Case Discharge および分散剤散布までのすべてに対応可能な能力を船主に提供します。

NRC が USCG の OSRO サービスをホノルル港長管轄水域にまで拡大するのに伴い、船舶油濁事故対応計画書に NRC を記載する船主は、CIC あるいは MPA/MSRC と追加契約を締結する必要はなくなります。

./...

Clean Islands Council (CIC)

ハワイ州の CIC は、MPA/MSRC と合併しますが、航空観測、訓練、海上消火活動などの OSRO 関連以外のサービスを提供する事業会社としての機能を存続します。CIC のサービス契約は、国際グループの海難救助および海上消火活動（SMFF）に関するガイドラインに準拠していません。

すべての船主は、米国の船舶油濁事故対応計画書に SMFF 事業者をすでに記載しています。すべての SMFF 事業者がハワイ州の規則に完全に準拠しているというのが、USCG の現時点の認識であると、国際グループは理解しています。以下のすべての SMFF 事業者との資金供与契約は、米国の船舶油濁事故対応計画書に救助契約を挿入する際の国際グループのガイドラインに準拠しています。SMFF 事業者：Ardent、Donjon Smit、Marine Response Alliance、Resolve Salvage & Fire (Americas) Inc、T&T Salvage, LLC

国際グループのすべてのクラブは、同様の回覧を発行しています。

Yours faithfully



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)